

小郡市議会基本条例検証シート

令和4年3月22日

議会の活動原則（第2条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な部分では市民に開かれた議会運営ができています。 ・ コロナ禍における議会運営の対応マニュアルが作成できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会として、政策提言に向けた調査活動、政策討論会を実施すること。年間テーマに沿ってさらに深い調査研究、議論を重ね、政策提言書という形にまで持っていく工程を示した実施計画が必要である。 ・ 議会は2元代表の一翼であることに留意し、議会内での十分な討論のもと合意に基づき、議会全体として執行部に対して監視、政策提言を行っていくことが重要である。 ・ 政策提案につながる課題の議論ができていない。 ・ 議員の発言のあり方に関しては、市民本位の立場で全議員が考える必要がある。 ・ 議員全員で意見交換する場を設ける必要がある。 ・ 対面に限らずにリモートやアンケートなども視野に入れて活動すべきである。 ・ 新型コロナウイルスの影響で、市民の意見を把握する機会が減少した。

議員の活動原則（第3条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員それぞれが努力し、活動原則に沿った活動はできた。 ・ 自由討議に関しては発言しやすい雰囲気があり、各種会議等において意見が活発に出た。 ・ リモート会議を試行（実際の運用には至っていないが）することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会は言論の府であり、議員は客観的事実に基づいて意見を表明するとともに、議員相互に相手の意見を尊重し自由な討議を重んじ、最終的に合意形成を得るよう一層努力すること。 ・ 議会は市民の多様な意見や立場を代表する議員の合議体であることから一部団体及び地域に偏ったり、自らの意見に固執したりしないように留意すること。 ・ 市民の「多様な意見」を、「的確に」把握できていない発言や一部地域、団体に偏った発言が見受けられる。 ・ 会派内での議論が活発に行われていないのではないかとと思われる事例があったため、今後の会派のあり方も検討する必要がある。

市民参加及び市民との連携（第4条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・本会議・常任委員会のインターネットによるライブ配信や録画配信等ができており、その点に関しては市民への公開ができています。 ・議会だよりについては、議会内で意見の分かれた議案についてそれぞれの意見を掲載し、市民に論点を示すなど、議会でどのような議論がなされているか伝えるよう努めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍における市民の現状や意見を的確に把握する必要がある。 ・高校生との意見交換会はコロナ禍で実施できていないが更に主権者教育に力を入れていく必要がある。 ・コロナ禍で、市民との意見交換会等が実施できなかったが、従来の直接対面方式に限らず、オンラインによる意見交換会やアンケートなど、他市の取り組みも参考にしながら新たな開催方法を考える必要がある。また、少人数での市民団体・組織との意見交換会を検討すべきである。 ・予算審査・決算審査特別委員会の中継が実現していないので、是非進めてもらいたい。 ・多くの市民から「議会が何をしているのかわからない」、「活動が見えない」等の声が聞かれる。議会として、市民の方々に市政に関心をもってもらえるような取り組みが必要である。

議会及び議員と市長等の関係（第5条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・一問一答方式は執行部にも議員にも浸透している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・質問および答弁は当事者だけでなく、常に市民が聞いていることを前提にだれもが理解できるようなことばづかい、内容となるようにしていきたい。 ・執行部に対する発言では、質問や討論の表現で礼節を欠くと思われる事例があった。 ・「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」という地方自治法第132条がある。議会基本条例にも同様の文言を入れるべきではないか。 ・議員の質問において「広く市政上の論点」という点で疑問を感じる事例が見受けられた。 ・執行部の反問が行われたが、反問に対する答弁が曖昧であった。 ・本会議での質疑応答では、質問と答弁がかみ合わない場面もあり、双方が市民に分かりやすい議論になるための工夫が必要。答弁者も答弁原稿に頼りすぎる点が見受けられ、質問に対する答弁の表現を適切に変更できるような準備も望まれる。議員も通告書提出後に内容を考えるのではなく、通告時には質問内容がある程度明確になっているように努力することが求められる。

市長等による政策等の説明（第6条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて説明を求めてきた。 ・情報提供はプレスリリースの前に資料提供されるなど、ほぼ手順が落ち着いてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政策提案に際しては、中長期的にどのような費用対効果が見込まれるのか全体像を示し、市民の代表である議会が納得できるような説明を求めたい。 ・審議に当たっては執行部の提案根拠がわかるまで議論することが必要である。 ・一般質問での答弁は一議員に対する答弁であるため、議会に対しては施策等策定の経緯などについて議会連絡会での丁寧な報告を求めたい。 ・執行部の説明不足や議会側が検討することができないようなタイミングでの説明が多かった。議会としても、議会連絡会の回数を増やすなど、執行部が説明しやすい環境を整え、今後も積極的に説明を求めていくことが必要である。

予算及び決算における説明資料（第7条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・予算及び決算資料については、一定の統一ができた。 ・予算書・決算書等の資料提供に関しては、事前に目を通すことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算及び決算説明資料の更なる内容の充実を目指す。 ・決算説明については、施策の評価を更に充実させる。 ・主要施策の説明資料は、担当部署により内容に差があり、十分な説明に耐えうるよう工夫を求めたい。 ・主要施策報告書の文言等では、前年度と変わらないものがあるなど、課題があった。

法律第96条第2項の議決事件（第8条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・現在、総合振興計画を追加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議決事件の追加ができていないため、引き続きの検討が必要である。

自由討議による合意形成（第9条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> 自由討議による合意形成は、議会がめざすべき形であり、委員間討議の時間を設けるなど手探りながら一定の成果を収めてきている。 予算・決算特別委員会で自由討議を行い、執行部に対して、意見書を提出することができた。 委員長報告や意見書など合意形成がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 本会議場での討議も含めさらに自由討議を充実させていく必要がある。 自由討議については、建設的な合意形成が図れる雰囲気醸成が望まれる。 議員個人よりも会派としての意見が強すぎて、本音を言えない議員もいるように感じる。 政策提言等はできていない。 コロナ禍で、会議が自粛されるなか議論すべき問題があっても見過ごし議論する時期を逸してしまうことがないようにしたい。

委員会の活動（第10条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> 年度計画に沿った意見聴取や調査活動はできた。 保健福祉常任委員会において、コロナ禍に対応しながら、調査テーマに基づき様々な市民団体と意見交換会、所管課への所管事務調査を行い、政策課題の把握に努めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 委員会ごとの意見交換や調査研究を充実させて政策提案に繋げていく工夫が必要である。 参考人制度、公聴会制度及び専門的知見の活用については、引き続き今後の課題である。 所管課・関係団体等との意見交換を積極的に進め、政策提言につなげていくべきである。 新型コロナウイルスの影響で、当初計画通りの活動はできなかった。 コロナ禍で当初計画どおりの活動ができなかったため、オンラインを活用した行政視察や研修会の実施など、現状に即した活動計画を策定する必要がある。また、そのための条件整備が必要である。 さらに現状に即した活動計画を策定する必要がある。

議員研修の充実強化（第11条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> オンラインによる議員研修を実施することができ、良い経験となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 議員は、専門分野に限らず的確に情報収集等を行い最善の判断をする必要がある。 委員会としての研修は視察も含めて実施できていない。相手方の準備にもよるが、オンライン研修についても早急に準備を整える必要がある。

議会事務局の体制整備（第12条）	
成 果	課 題
	<ul style="list-style-type: none"> ・法制執務機能については、職員の常設の必要はないと思うが、調査補助的な人員確保などさらに強化が必要。 ・議会と執行部との調整業務も多く、本来の法制執務等に集中できるようになることが望まれる。 ・ペーパーレス化等をもっとすすめるべきだと思う。

議会広報の充実（第13条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・議会広報特別委員会の設置で、広報活動が充実してきた。 ・議会だよりは議会で論議になっていることを分かりやすく書き、読み手である市民を意識した紙面づくりができてきた。また、表紙写真の一般公募がスタートするなど充実してきた。 ・一般質問の記事に中継画像に繋がるQRコードを掲載できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の議会ホームページでは、議会の動き、議会改革の内容等が見えてこないなので、ホームページの内容を充実することが必要である。 ・議会だよりに、写真や絵をもう少し増やす必要がある。 ・常任委員会の年間活動計画とそれに基づく所管事務調査の報告を載せるなど、より積極的に情報を発信していきたい。 ・今後はInstagramやフェイスブックなど、SNS等の活用しながら、情報技術の発達を踏まえた、多様な取り組みを積極的に検討していかなければならない。

その他 これまでの取り組みについて	
成 果	課 題
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議長の常任委員会委員への就任、議選監査委員の必要性の検討が必要である。 ・ 議会資料のペーパーレス化やSNSの活用等、内容を明確にして取り組むことが必要である。 ・ オンライン会議への対応を早急に進めなければならない。 ・ 常に基本条例に立ち返りながら議会の在り方を問い続けていきたい。 ・ 議会改革と活性化は不断の新たな実践の努力が求められ、継続的に特別委員会を設置している議会もある。それが無い小郡市議会では、活性化のリーダーシップをとるのは誰なのか、あるいはどの部署なのかはっきりさせた方がよい。 ・ 今後、リモートができるようになれば、コロナ感染の拡大や災害時の会議等に効果が発揮できる。 ・ 議会活性化プロジェクトから提案された指針に沿って、政策討論会等の実施に向けた要綱等を施行する必要がある。 ・ 市議会は、誰のため、何のためにあるのかを各議員が自覚と責任をより強く持って活動すべきである。 ・ これまでも課題として挙がっていたが、議会連絡会や決算審査・予算審査等における質疑が意見や要望になっている。 ・ 議会連絡会における執行部からの連絡・報告の場が議員の一般質問のようになっている。 ・ 今一度、小郡市議会の最高規範であることを認識して、条例についての研修を実施すべきである。 ・ 全員の合意形成で進めていこうとする議会運営が必要である。 ・ 議会運営に関しては、これまで全会一致で進めてきたが、多数決で進めることの必要性まで考えるべき状況になっているような局面も見られる。 ・ 政策提案等、もっと積極的に取り組んでいく必要がある。

